

亀山市告示第53号

亀山市自治会交付金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市自治会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自治会の行う活動を推進し、地域の発展を図るため、市が自治会に対する支援として行う交付金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自治会」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する団体で市長にその設立の届出をしたものをいう。

(交付金の名称)

第3条 この告示により交付する交付金は、亀山市自治会交付金（以下「交付金」という。）という。

(交付金の交付対象事業)

第4条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、自治会が行う次の各号に掲げる事業とする。

(1) 自治会活動事業 次のいずれかに該当する事業

ア 自治会の運営に関する事業

イ 住民相互の連携に関する事業

ウ 自治会活動の推進に関する事業

エ その他生活地域の発展のために市長が必要と認める事業

(2) 広報配布等事務協力事業 本市が発行する広報紙、行政資料等の配布及び回覧に関する事業その他本市が実施する施策への協力に関する事業

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、予算で定める範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 前条第1号に掲げる事業 次に掲げる額のうち市長が認める額の合計額

ア 世帯割額 自治会の加入世帯数（交付金の交付を受けようとする年度の4月1日（以下「基準日」という。）現在における加入世帯数とする。次号において同じ。）に100円を乗じて得た額

イ 均等割額 5,000円

（2）前条第2号に掲げる事業 自治会の加入世帯数に770円を乗じて得た額

2 基準日の翌日以後に設立された自治会（分離、合併又は名称変更によるものを除く。）に係る交付金の算定は、市長に届出のあった日又は自治会設立年月日のいずれか遅い日の属する月の翌月から月割をもって行うものとする。

3 前項の規定により算出された交付金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付金の交付申請）

第6条 交付金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、亀山市自治会交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付決定）

第7条 市長は、交付金の交付を決定したときは、亀山市自治会交付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付金の交付請求）

第8条 前条の規定により交付金の交付の決定を受けた自治会（以下「交付決定自治会」という。）は、交付金を請求しようとするときは、亀山市自治会交付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第9条 交付決定自治会は、交付対象事業が完了したときは、亀山市自治会交付金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告を受け、交付金の額を確定したときは、亀山市自治会交付金交付確定通知書（様式第5号）により、交付決定自治会に通知するものとする。

（書類及び帳簿の保管）

第11条 交付決定自治会は、交付対象事業に要した費用の収支及び交付金の使途を明らかにした書類及び帳簿を備え保管しなければならない。

(交付金の返還)

第12条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めて亀山市自治会交付金返還命令書（様式第6号）により、その返還を命じなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

2 この告示の規定については、この告示の施行後おおむね4年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

様式第1号（第6条関係）

亀山市自治会交付金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

(〒)

住 所

申請者 団体名

代表者

電 話

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

年度において自治会活動等を実施したいので、亀山市自治会交付金交付要綱第8条の規定により、自治会交付金の交付について次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 関係書類
交付対象事業の実施計画概要及び収支予算書

年度交付対象事業の実施計画概要及び収支予算書

自治会活動事業	自治会活動の目的、概要、効果				
	収入		支出		
	項目	金額	項目	金額	交付金使用額
	交付金	円		円	円
	※ 上記の交付金の使用先を右の支出欄にご記入ください。				
合計					
広報配布等事務協力事業	自治会加入世帯数		世帯		
	交付金		円		

亀山市自治会交付金交付決定通知書

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった亀山市自治会交付金の交付について、次のとおり決定したので、亀山市自治会交付金交付要綱第9条の規定により通知します。

交付決定額 円

内訳

- | | |
|---------------|---|
| 1 自治会活動事業 | 円 |
| 2 広報配布等事務協力事業 | 円 |

条件

- 1 交付金は、自治会が行う活動又は事業に使用し、他の用途に使用しないこと。
- 2 交付金の全部又は一部を使用しないこととなったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- 3 その他市長が必要と認める条件

亀山市自治会交付金交付請求書

亀山市長 様

住 所

申請者 団体名

代表者

電 話

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた
 年度亀山市自治会交付金について、亀山市自治会交付金交付要綱第
 10条の規定により請求します。

請求金額 _____ 円

振込先

金融機関名	銀行 農協 金庫	銀行 コード (4桁)				
支店名	支店 出張所	店番 (3桁)				
口座名義 (カタカナ)	(自治会名口座の場合は、通帳に記載されているとおり自治会名から全て記入してください。)					
預金の種類	普 通 ・ 当 座					
口座番号 (ゆうちょは振込用 口座番号)						

様式第4号（第9条関係）

亀山市自治会交付金実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

(〒)

住 所

申請者 団体名

代表者

電 話

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた
年度亀山市自治会交付金について、亀山市自治会交付金交付要綱第11条の規定に
より次のとおり実績報告します。

1 交付決定額 円

2 関係書類
交付対象事業の実施成果及び収支決算書

年度交付対象事業の実施成果及び収支決算書

自治会活動事業	活動の成果					
	収入		支出			
	項目	金額	項目	金額	交付金使用額	
	交付金	円		円	円	
	※ 上記の交付金の使用先を右の支出欄にご記入ください。					
合計						
広報配布等事務協力事業	自治会加入世帯数		世帯			
	交付金		円			

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

亀山市自治会交付金交付確定通知書

様

亀山市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した
年度亀山市自治会交付金について、亀山市自治会交付金交付要綱第
12条の規定により次のとおり交付金の額を確定する。

交付金の確定額 円

内訳

交付金の種類	自治会活動事業
交付確定額	円
交付決定額	円

交付金の種類	広報配布等事務協力事業
交付確定額	円
交付決定額	円

様式第6号（第12条関係）

第 年 月 日 号

亀山市自治会交付金返還命令書

様

亀山市長

年 月 日付け 第 号で交付確定した亀山市自治会交付金として交付した交付金について、亀山市自治会交付金交付要綱第16条の規定により次のとおり返還を命じます。

- 1 返 還 額 円
- 2 交付金の額 円
- 3 交付年月日
- 4 返 還 期 日
- 5 理 由